

湖南省企業立地促進奨励制度の概要

湖南省では、地域の活力創造のため、**産業振興**と**女性の社会参画**を推進し、市内に工場などを**新設**、**増設**または**建替**する事業者（**営利法人**）に**奨励金**を交付します。

奨励金名	企業立地促進奨励金
※交付要件	新設等のために取得した固定資産の課税標準額が 5億円以上 。
奨励期間	上記の固定資産税が課税され始めた年度から 3年度間 とする。
	トイレ、ロッカー、更衣室など、 女性が社会経済活動に参画しやすい設備 を同時期に設置した場合 1年度間 延長。 ※女性用、男性用共に 同数量、同水準 の設備。
	事業所内保育事業または企業主導型保育事業の用に供する施設 を同時期に設置した場合、 1年度間 延長。
奨励措置	奨励金の額は、 予算の範囲内 で、 上記の固定資産税額に2分の1を乗じた額 とする。ただし、 4年度目以降は4分の1を乗じた額 とする。

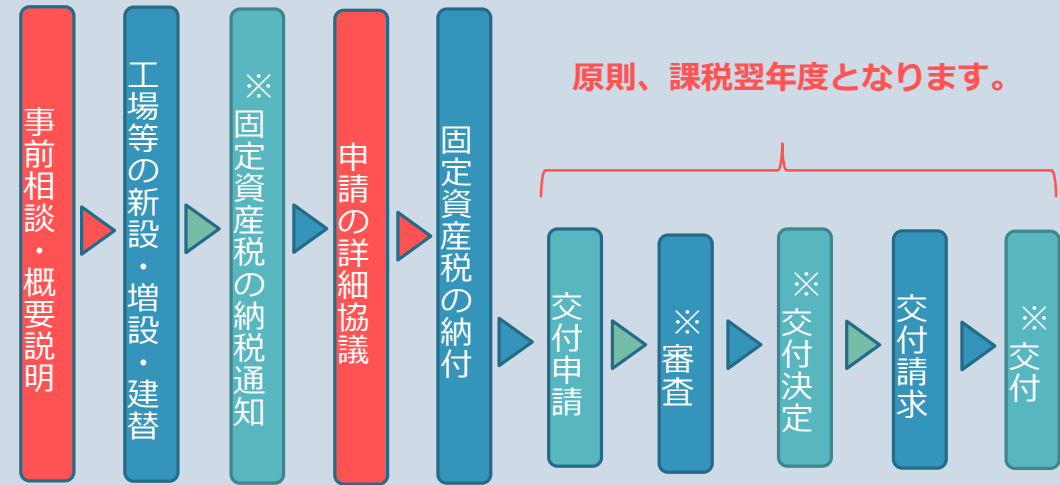
※**奨励金の対象となる事業者は、対象事業者＝事業運営者＝固定資産の所有者**である必要があります。また、親会社、子会社、関連会社その他これらに類する者から固定資産を取得した場合は適用除外となります。

※**新設**のために取得した固定資産には、**土地**も含まれます。また、**市税などを滞納していないこと、貸金業または風俗営業などに該当しないこと**などの要件があります。

※**太陽光発電設備**については、**自己の工場や事業所（常時勤務する従業員がいる工場等に限る。）の敷地内に設置し、かつ、その発電電力を、直接、自社の商品の生産もしくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもののみ**を対象とします。

産業振興と女性活躍を後押し

手続の流れ



※**新設等**に際して**他の補助**などを受けている場合は、**奨励金の額から減じます**。交付期間中、合併などにより地位承継ができる場合があります。

※申請時には、交付申請書の他にも書類を添付する必要があります。必要書類については、ホームページに掲載していますのでご確認ください。

<注意事項>

・**交付を受けた期間と同期間**は、奨励措置の対象となった工場などにおける**事業を継続してください**。

・奨励措置の対象となった工場などで人材、資材、資源などを調達する場合は、市内の域内循環が図られるよう努めてください。

・女性の個性と能力が十分に発揮され、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう努めてください。

問い合わせ先: 湖南省商工観光労政課(〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地)

電話:0748-71-2332 FAX:0748-72-4820

※詳しくは、湖南省のホームページをご覧ください。

https://www.city.shiga-konan.lg.jp/soshiki/kankyoku_keizai/shoko_kanko/2_1/9322.html

